



せいかつ ほ ご しんせい

かた

生活保護申請をされた方へ

2024.1.4 改訂版

ほうもんにちじ
訪問日時

月 日 () :

ちゅう い
注 意

- ① 訪問日までに「親族・生活歴等申告書」を記入しておいてください。
- ② この書類を保管しておいてください。

れん らく さき
連絡先

ふちゅうし ふくしほけんぶ せいかつふくしか
府中市 福祉保健部 生活福祉課

ふちゅうしふくしじむしょ
(府中市福祉事務所)

ケースワーカー

○地区担当：

- ☐ 042-335-4026 (とうぶはん) (東部班)
- ☐ 042-335-4040 (せいぶはん) (西部班)
- ☐ 042-335-4105 (なんぶはん) (南部班)
- ☐ 042-335-4141 (ほくぶはん) (北部班)
- ☐ 042-335-4343 (ちゅうぶはん) (中部班)

年 月 日配布

程度 （保護費） の決定

保護費の計算の仕方は、世帯の収入の種類、額によって変わります。

まったく 収入がないとき

収入 0円

基準	生活扶助 + 住宅扶助 + 教育扶助	(介護 + 医療) 扶助
	← 支給される保護費 →	

年金や 仕送りなどがあるとき

収入 月額年金額（仕送り）

基準	生活扶助 + 住宅扶助 + 教育扶助	(介護 + 医療) 扶助
	← 支給される保護費 →	

働いて得た 収入（就労収入）があるとき

収入 基準	就労収入総額		※控除には、交通費、勤労による各種控除、 その他必要経費等があります。
	就労収入認定額	控除額	
	生活扶助 + 住宅扶助 + 教育扶助	(介護 + 医療) 扶助	
	← 支給される保護費 →		

高校生のアルバイト収入は特別な取扱いがありますので、
担当ケースワーカーに確認してください

収入が医療扶助を含む最低生活費をうわまわるとき

収入 基準	収入総額		
	月額年金額（仕送り） + 就労収入認定額	控除額	
	生活扶助 + 住宅扶助 + 教育扶助	(介護 + 医療) 扶助	

この場合、保護は停止または廃止になります

就労自立給付金について

就労収入が増加し、保護が廃止になった際に一時金*の申請が可能で
す。就労自立給付金の申請には給与収入を証明する挙証資料が必要にな
るため、給与明細の保管をしてください。

* … 単身世帯上限額 10 万円、複数世帯上限額 15 万円

程度（支給額）の決定

保護費の支給・権利

守っていただくこと

病院にかかる場合

保護開始後の手続き

参考



しきゅう び 支給日

原則、毎月 1 日

※ 1 日が休日の場合は、直前の開庁日

※ 保護の開始時や特別な事情がある場合は、指定の日時

しきゅうほうほう 支給方法

原則、口座振り込み

※ 保護開始直後や特別な事情がある場合は生活福祉課窓口で現金支給

げんきんしきゅうじ ちゅういてん 現金支給時の注意点

【時 間】 9 : 00 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 16 : 00

※ 支給日以外の保護費の受け渡しは 10 時以降

【持ち物】 印鑑（スタンプ印不可）



※ 印鑑がないとお金が受け取れません。



＜注意＞

生活保護では住宅扶助を含む当月分の保護費を、その月の初めに支給されるため、アパートの契約で月末までに翌月分の家賃を支払う場合には、あらかじめ不動産会社等と相談しておくことが必要な場合があります。

ほしょう けんり 保障される権利



- (1) 正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を停止・廃止されたりすることはありません。
- (2) 保護費については、税金をかけられることはありません。
- (3) 保護費については、差押えられることはありません。

ちゅうい とどけで ぎ む 注意（届出の義務） * 法 61 条

収入・資産の状況に変化があった場合は速やかに、変化がない場合も年 1 回は「収入申告書」「資産申告書」で申告することが義務付けられています。お子様のアルバイト収入なども申告が必要ですので、ご注意ください。

申告が遅れた場合や臨時収入があった場合等は、支給済み保護費を返していただく場合があります。



主に次のようなことを守っていただく必要があります。

■ ぎむ 義務

生活上の義務

- ・常に能力に応じて働く。
※必要に応じて、医療機関等に稼働能力調査を行う場合があります
- ・健康の保持・増進に努める。
- ・生活の維持・向上（トラブルを避ける等）に努める。

指示等に従う義務

- ・ケースワーカーの指導、指示に従う。
（就労指導、転宅指導、健康管理指導など）
- ・年に数回の家庭訪問を受ける。

届出の義務

- ・収入に増減があったとき
（就労開始、年金受給、手当の支給があったとき、など）
- ・世帯員の増減があったとき
（結婚、出産、転入、転出、死亡、など）
- ・家賃や地代が変わったとき
- ・その他、生活状況が変わったとき

■ じぜん そうだん 事前の相談

- ・家の契約更新、立退き等による引越しが必要なとき。
※契約更新した場合、契約書の提出が必要です。

- ・自立の見通しが立った。
※安定就労により保護が廃止になったときは就労自立給付金が支給されます。

- ・負債（借金等）がある。
※法テラスを案内します。
※受給中に借金をした場合は収入としてみなします。

- ・介護サービスが必要になった、受けたいとき。

- ・通院のために交通費がかかるとき。

- ・メガネや装具が必要になったとき

上記以外にも、何かあれば担当ケースワーカーにご相談ください。

ちゅうい ふせいじゅきゅう ちようしゅう ばっそく 注意（不正受給による徴収・罰則） *法78条・85条

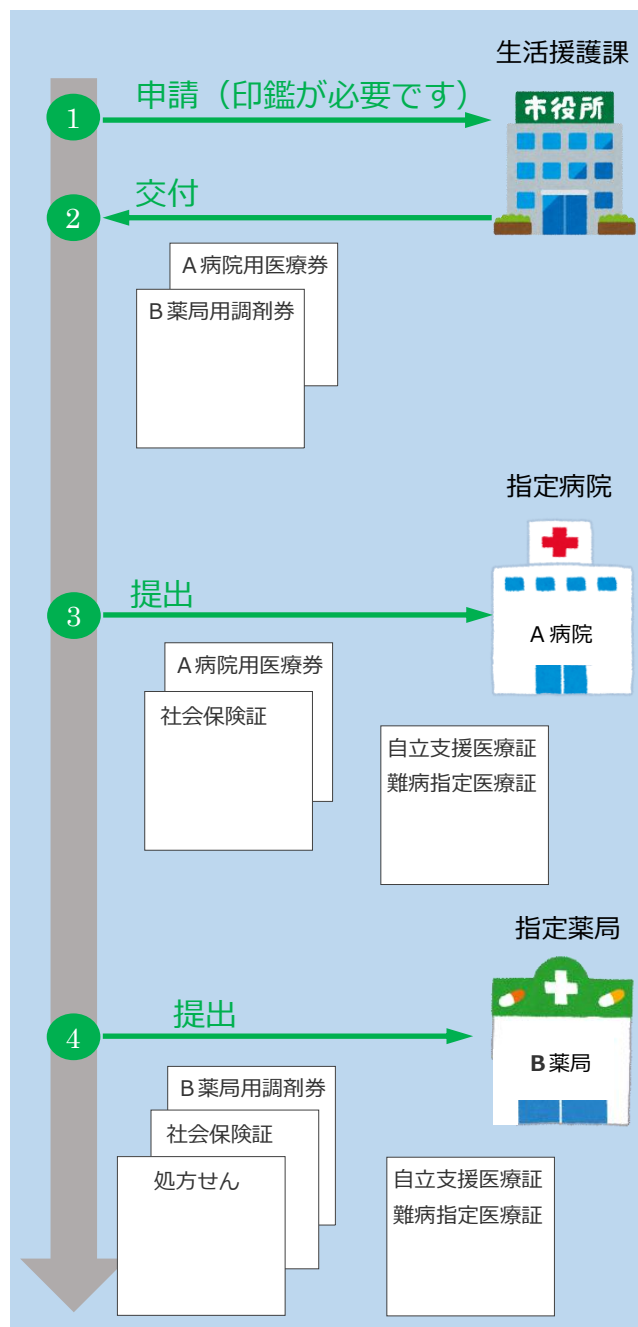
虚偽の申告、収入・資産の未申告等の場合は支給済み保護費の徴収をします。特に不正な手段で受給した場合には、徴収する額に最大40%が加算されたり、法律により処罰されることがあります。



医療券・調剤券の発行

生活保護受給中は、国民健康保険証、後期高齢者医療証のかわりに、生活保護法の指定病院用に『医療券』、指定薬局用に『調剤券』を発行します。社会保険証をお持ちの方は、『医療券』と併用していただきます。（社会保険証の取得又は喪失の場合、担当ケースワーカーに報告してください。）

＋ 利用方法 ＋



報告、相談が必要なこと

- ・入院が決まった（退院した）
- ・交通事故にあった
- ・仕事中にけがをした

＋ 利用時の注意点 ＋

■ 医療券・調剤券の対応範囲

国民健康保険内の診療に限ります。
同じ病気で、2 か所以上の病院にかかることはできません。重複して受けた場合、2 か所目以降は実費負担となります。

■ 休日・夜間の緊急受診

受診時に、【保護決定通知】を見せて、「生活保護を受けている」と伝えてください。
病院によっては、診療費の支払いを求められることがありますので、事前に病院に連絡しておきましょう。

■ 自立支援医療証 } をお持ちの方 難病指定医療証 }

『医療券』は原則不要ですので、受診時に医療証を提示してください。
※担当課にて医療証の変更手続きが必要です。



薬は、原則ジェネリック

※ジェネリックでない場合は、その理由を確認します。



程度（支給額）の決定

保護費の支給・権利

守っていただくこと

病院にかかる場合

保護開始後の手続き

参考

- ・整骨院にかかる必要がある（※）
 - ・メガネや装具が必要（※）
- （※）特定の要件に該当しない限り、自己負担です。



■ 生活福祉課で発行する「生活保護受給証明書」の提出が必要な手続き

区分	項目	申請先
免除	☆地方税（住民税、固定資産税）	市民税課、資産税課（市役所 2 階）
	国民年金保険料	保険年金課（市役所 2 階）
	粗大ごみ処理手数料	資源循環推進課（市役所 3 階）
支給	家庭ごみ指定有料袋	
免除	戸籍関係証明、住民票関係証明などの手数料	総合窓口課（市役所 1 階）
	☆市立保育所、私立保育園の保育料	保育支援課（市役所 3 階）
	学童クラブの育成料・間食費	児童青少年課（市役所 3 階）
	都営住宅の共益費	J K K 東京都住宅供給公社
変更	都営住宅使用料	
	☆自立支援医療証	障害者福祉課（市役所 1 階）
	☆難病指定医療証	
割引	シルバーパス	東京バス協会

※（☆）マークのものについては、マイナンバー制度の情報連携により、マイナンバーがわかるものと本人確認書類を提示することで、受給証明書の提出が不要となります。

■ 生活福祉課で発行する「申請書、割引・助成券」が必要な手続き

区分	項目	申請先
免除	上下水道の基本料金	東京都水道局
	N H K の放送受信料	N H K 西東京営業センター
割引	J R 通勤定期代 ※通勤等の利用に限ります。	J R 各駅
助成	市営駐輪場の利用料	各市営駐輪場

■ 生活福祉課での手続き

区分	項目	申請先
交付	都営交通無料乗車券 ※ 1 世帯 1 枚のみ	生活福祉課（市役所 2 階）
	公衆浴場の入浴券 ※お風呂のない方のみ	

※免除、助成等は生活保護を受給している間だけ受けられるものです。

程度（支給額）の決定

保護費の支給・権利

守っていただくこと

病院にかかる場合

保護開始後の手続き

参考



生活保護法

第 52 条 (診療方針及び診療報酬)

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

第 56 条 (不利益変更の禁止)

被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

第 57 条 (公課禁止)

被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

第 58 条 (差押禁止)

被保護者は、既に給与を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押さえられることがない。

第 59 条 (譲渡禁止)

保護又は就労自立給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

第 61 条 (届出の義務)

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

第 62 条 (指示等に従う義務)

被保護者は、保護の実施機関が、第 30 条第 1 項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

- 2 保護施設を利用する被保護者は、第 46 条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

- 3 保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

- 4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

- 5 第 3 項の規定による処分については、行政手続法第 3 章 (第 12 条及び第 14 条を除く。)の規定は、適用しない。

第 63 条 (費用返還義務)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第 78 条 (費用等の徴収)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

第 78 条の 2

保護の実施機関は、被保護者が、保護金品 (金銭給付によって行うものに限る。)の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、前項第 1 項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

第 85 条 (罰則)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせたものは、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。ただし、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) に正条があるときは、刑法による。

- 2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。



■ ちくたんとういん 地区担当員（ケースワーカー）

地区担当員は、あなたの抱えている問題をいっしょに考え、自分の力で生活できるよう必要な援助を行っています。そのため、定期的にまたは随時、家庭を訪問します。

■ みんせいいいん 民生委員

民生委員は、地域の中の身近な相談の窓口です。社会奉仕の精神を持って、地域の方々と行政機関との連絡役を行っています。福祉に関する悩みごとを聞いてもらうことができます。

■ ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター

高齢者の方が、住み慣れた地域で生活するために、介護だけでなく福祉、健康、医療などさまざまな分野から、総合的に高齢者とその家族を支える機関です。総合窓口については、地域ごとに設置されておりますので、ご確認ください。

■ かくかんけいきかん れんらくさき 各関係機関の連絡先

機関	所在地	電話	内容
ハローワーク府中	府中市美好町 1-3-1	042（336）8609	仕事の相談
府中市社会福祉協議会	府中市府中町 1-30	042（364）5137	成年後見人など
法テラス多摩	立川市曙町 2-8-18 東京建物ファール立川ビル 5F	050（3383）5327	借金などの相談
法テラス八王子	八王子市明神町 4丁目 7-14 八王子 ON ビル 4F	050（3383）5310	借金などの相談
府中年金事務所	府中市府中町 2-12-2	042（361）1011	年金などの相談